

東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(令和4年11月2日一部改正)

(令和5年4月13日一部改正)

(令和6年12月27日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等（社会福祉法人、特定非営利活動法人、里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者及び児童自立援助事業を行う者をいう。以下同じ。）が行う児童養護施設におけるケア単位の小規模化、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等（ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設）を新設する場合の建物の改修等に係る経費の一部を予算の範囲内で補助する東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、もって児童養護施設等の環境改善及び生活向上に資することを目的とする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法人等が行う別表事業名の欄に掲げる事業とする。

2 別表の各事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りを対象とする。ただし、以下の(1)から(3)までに該当する場合はこの限りではない。

(1) 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

(2) 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

(3) 災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合。

3 第1項の規定にかかわらず、他の補助等を受け、又は受けることとなっている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う社会福祉法人等とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助事業ごとに次に掲げる額のうち少ない額に別表補助率の欄に掲げる数値を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

(1) 補助事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄付金その他の収入の額を控除した額

(2) 別表補助限度額の欄に掲げる額

2 補助金の交付額の総額は、予算に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）その他必要とする書類を、別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条による交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは決定した内容及びこれに付けた条件を補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときはその旨を書面により通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付が東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者の組織としての活動を助長し、又は暴力団若しくは暴力団関係者の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助事業の完了時期)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、実績報告の審査により、その内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第3号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、区長に補助金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 27 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2、4 条関係）

事 業 名		対象施設	補助限度額	補助率	対象経費
(1)	入所児童等の生活環境改善事業 ① 小規模なグループによるケアを実施するための施設の内部改修、設備整備及び備品の購入（児童養護施設及び乳児院に限る。） ② 入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び内部改修	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、ファミリーホーム	1 施設当たり 8,000,000 円	10/10	改修、備品購入にかかる経費
		里親	1 か所当たり 1,000,000 円		
(2)	ファミリーホーム等開設支援事業 ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、又は小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入	ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、又は小規模分園型（サテライト型）母	1 施設当たり 8,000,000 円 ※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開 設 に 当 た り、改修期間中に賃貸料が発生する場合、当該費用（10,000,000 円を上限）を加算	10/10	改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料

		子生活支援施設			
(3)	耐震物件への移転支援事業 耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合の耐震物件への移転	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、ファミリーホーム	1施設当たり 8,000,000円	10/10	耐震物件への移転にかかる経費
		里親	1か所当たり 1,000,000円		

備考 (1)の①、(2)の事業については、補助金の申請を行う年度中、又はその翌年度に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合にこの補助金の対象とする。

番 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

補助事業者代表者名

年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の交付申請について

標記の補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------|------------------------|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 申請額内訳 | 別紙 1 「申請額調書」 のとおり | |
| 3 | 事業計画 | 別紙 2 「申請内訳書」 のとおり | |
| 4 | 添付書類 | 当該事業に関する歳入歳出予算書（見込書）抄本 | |

担当部署
連絡先
担当者

年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 申請額調書

施設等名: _____

(単位:円)

事業内容 *【対象施設等】		総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額 (A－B)	対象経費の 実支出予定額	選定額 (C・Dのいずれか 少ない額)	基準額	補助基本額 (E・Fのいずれか 少ない額)	交付申請額 (補助所要額)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)＝(G) 千円未満切捨
①	児童養護施設等の生活環境改善 【養・母・乳・自・ファ】						8,000,000		
	児童養護施設等の生活環境改善 【里親】						1,000,000		
②	ファミリーホーム等開設支援 【ファ・自・小養・分園G・小母】						※ 8,000,000		
③	児童養護施設等の耐震物件への移転支 援事業【養・母・乳・自・ファ】						8,000,000		
	児童養護施設等の耐震物件への移転支 援事業【里親】						1,000,000		
計									

※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用(10,000千円を上限)を加算

*凡例) 養: 児童養護施設、母: 母子生活支援施設、乳: 乳児院、自: 児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)、ファ: ファミリーホーム、グループホーム: 養護児童グループホーム、
小養: 地域小規模児童養護施設(国型GH)、分園G: 分園型小規模グループケア、小母: 小規模分園型母子生活支援施設、社会的養護自立支援事業所: 社養

年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 申請内訳書

施設種別: _____

施設等名: _____

事業区分 ・対象事業に○印を記入してください ・調書は事業ごとに別葉としてください	①生活環境改善		②ファミリーホーム等 開設支援	
	③耐震物件への 移転支援事業			
実施予定年月日	年 月 頃			
完了予定年月日	年 月 頃			
○施設／設備整備等を必要とする理由				
○施設整備／整備内容				概算金額
施設整備計				
○設備(備品)／整備内容		老朽備品購入時期	概算金額	
		設備(備品)計		
事業費合計				

(添付書類等)

- ・施設整備(改修)にあつては、図面・写真等参考資料を添付のこと。
- ・設備整備(備品)にあつては、カタログ等参考資料を添付のこと。
- ・いずれの場合にあつても、見積書を添付のこと。

東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定通知書

事業者名

代表者職氏名

板橋区長

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請のあった東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金について、下記により交付します。

記

1 交付金額

金 円

2 交付条件

- (1) 補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後 20 日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) その他東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱及び東京都板橋区補助金等交付規則を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

3 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後 14 日以内に、区長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

事案番号
年 月 日

東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金額確定通知書

事業者名
代表者職氏名

板橋区長
(公 印 省 略)

年 月 日付けの実績報告書に基づき、東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の交付額が確定したので、下記により通知します。

記

- 1 補助金確定額
金 円

請 求 書

金 円

ただし、 年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

（宛先）板橋区長

補助事業者名
申 請 者
所 在 地
代表者名

番 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

補助事業者代表者名

年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の変更等承認申請について

年 月 日付 第 号により交付決定のあった標記事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、承認を申請します。

記

- 1 変更申請額 金 円
- (内容)

既交付決定額 金 円

変更後交付申請額 金 円

増 減 額 金 円
- 2 変更所要額調書 別紙 1
- 3 変更の内容及び理由

担当部署
連絡先
担当者

年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 変更申請額調書

施設等名: _____

(単位:円)

事業内容 *【対象施設等】		総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額 (A－B)	対象経費の 実支出予定額	選定額 (C・Dのいずれか 少ない額)	基準額	補助基本額 (E・Fのいずれか 少ない額)	変更交付申請額 (補助所要額)	既交付決定額 (補助所要額)	差引増減額※
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(I)＝(G) 千円未満切捨	(J)	(K) (I)－(J)
①	児童養護施設等の生活環境改善 【養・母・乳・自・ファ】						8,000,000				
	児童養護施設等の生活環境改善 【里親】						1,000,000				
②	ファミリーホーム等開設支援 【ファ・自・小養・分園G・小母】						※ 8,000,000				
③	児童養護施設等の耐震物件への移転支 援事業【養・母・乳・自・ファ】						8,000,000				
	児童養護施設等の耐震物件への移転支 援事業【里親】						1,000,000				
計											

※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用(10,000千円を上限)を加算

*凡例)養:児童養護施設、母:母子生活支援施設、乳:乳児院、自:児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)、ファ:ファミリーホーム、グループホーム:養護児童グループホーム、
小養:地域小規模児童養護施設(国型GH)、分園G:分園型小規模グループケア、小母:小規模分園型母子生活支援施設、社会的養護自立支援事業所:社養

※マイナス表記は「△」とすること。

東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金変更等承認通知書

事業者名

代表者職氏名

板橋区長

（公 印 省 略）

年 月 日付で変更等承認申請のあった東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金について、下記のとおり変更（中止又は廃止）し、交付します。

記

1 変更後交付金額

金 円

2 変更前交付金額

金 円

3 交付条件

- (1) 補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後 20 日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) その他東京都板橋区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱及び東京都板橋区補助金等交付規則を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

4 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後 14 日以内に、区長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

番 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

補助事業者代表者名

状 況 報 告 書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記により報告いたします。

記

番 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

補助事業者代表者名

年度児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金の事業実績報告について

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金に係る事業の実績について、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|------------------------|---|
| 1 | 精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 精算額調書 | 別紙 1 | |
| 3 | 実績報告書 | 別紙 2 | |
| 4 | 添付書類 | 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 | |

担当部署
連絡先
担当者

年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 精算額調書

施設等名: _____

(単位:円)

事業内容 *【対象施設等】		総事業費 (A)	寄付金その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A－B) (C)	対象経費の 実支出予定額 (D)	選定額 (C・Dのいずれか 少ない額) (E)	基準額 (F)	補助基本額 (E・Fのいずれか 少ない額) (G)	補助所要額 (I)＝(G) 千円未満切捨	既交付決定額 (J)	交付確定額 (I)と(J)のいず れか少ない方 の額(K)
①	児童養護施設等の生活環境改善 【養・母・乳・自・ファ】						8,000,000				
	児童養護施設等の生活環境改善 【里親】						1,000,000				
②	ファミリーホーム等開設支援 【ファ・自・小養・分園G・小母】						※ 8,000,000				
③	児童養護施設等の耐震物件への移転支 援事業【養・母・乳・自・ファ】						8,000,000				
	児童養護施設等の耐震物件への移転支 援事業【里親】						1,000,000				
計											

※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用(10,000千円を上限)を加算

*凡例) 養: 児童養護施設、母: 母子生活支援施設、乳: 乳児院、自: 児童自立生活援助事業所(Ⅲ型を除く)、ファ: ファミリーホーム、グループホーム: 養護児童グループホーム、
小養: 地域小規模児童養護施設(国型GH)、分園G: 分園型小規模グループケア、小母: 小規模分園型母子生活支援施設、社会的養護自立支援事業所: 社養

年度 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 実績報告書

施設種別: _____

施設等名: _____

事業区分 ・対象事業に○印を記入してください ・調書は事業ごとに別葉としてください	①生活環境改善		②ファミリーホーム等開設支援	
	③耐震物件への移転支援事業			
実施年月日	年 月			
完了年月日	年 月			
○施設／設備整備等を必要とする理由				
○施設整備／整備内容				実施金額
施設整備計				
○設備(備品)／整備内容		老朽備品購入時期	実施金額	
		設備(備品)計		
		事業費合計		

(添付書類等)

- ・施設整備(改修)にあつては、契約書(写)、工事完了届(写)、図面・写真等参考資料を添付のこと。
- ・設備整備(備品)にあつては、領収書(写)、設置場所での写真を添付のこと。

番 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

補助事業者代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称

2 確定額又は事業実績報告による精算額

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要都費補助金等返還相当額）

4 添付書類
- 金 円

金 円

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等